

いざ! 災害の時③

覚えてください! 津波避難ビル

危機管理課 ☎25-4006

東日本大震災では、地震による津波で大きな被害が発生しました。今後30年以内に高い確率で発生すると言われている東南海・南海地震は、丸亀市でも津波の被害が予想されます。

市では、津波警報発令時に一時的に避難できる、津波避難ビルを指定しました。この避難ビルは「**まず自分の命を守る**」ための緊急避難場所です。家族で津波避難ビルの場所を確認し、いざという時に行動できるよう話し合ってください。



② オークラホテル丸亀



- ① SKビルディング
中讃ケーブルテレビ
(天満町)
 - ③ 藤井学園ユリーカホール
(新浜町)
 - ⑤ 丸亀駅
(新町)
 - ⑦ 丸亀スターボウル
(土器町東)
 - ⑨ 市営平山ハイツ
(北平山町)
 - ② オークラホテル丸亀
(富士見町)
 - ④ 丸亀魚市場
(港町)
 - ⑥ 創価学会丸亀文化会館
(塩屋町)
 - ⑧ 市営富士見団地
(富士見町)
 - ⑩ 猪熊弦一郎現代美術館
(浜町)
- 順不同 —

緊急速報 エリアメール を導入

津波警報や河川洪水警報、避難勧告など災害発生時の緊急情報を、市内のNTTドコモの携帯電話利用者にメールでお知らせします。

受信料や月額使用料は無料です。対応機種や設定方法など詳しくは、NTTドコモホームページでご確認ください。

子どもたちの命を守る防災ずきん

市では、地震などの発生時に子どもたちが安全に避難できるよう、市内すべての保育所、幼稚園、小・中学校や障害者施設などに防災ずきんを配備しました。競艇事業の収益を使って購入した約1万6400個は、難燃性の素材を使用しており、火災の時にも活用できます。



▲頭部をしっかりと守ります

◀イスの背もたれに取り付けたカバーから取り出します

親しみと愛着、誇りある景観を目指して

10月1日から

景観計画・景観条例施行

都市計画課 ☎24-8812

市では、丸亀らしい魅力ある景観づくりに向けて、10月1日から景観計画と景観条例を施行します。
美しい町並み、かけがえのない自然、豊かな歴史や文化的な景観は、将来にわたる市民一人一人の共有財産です。市民の皆さんと一緒に、美しいまちづくりについて考え、進めていきたいと思います。

◎景観計画とは

平成16年に施行された、景観に関する総合的な法律「景観法」に基づき、良好な景観形成に関するルールや手続きなどを定めたものです。市内全域を7つのエリアに分類して、エリアごとの景観形成の方針により、建物や工作物を建てる時に、事前協議や届け出が義務付けられます。

景観形成7つのエリア

- 海・島嶼エリア 塩飽諸島とその周辺海域
- 臨海エリア 瀬戸内海に臨む浜と埋立地
- 都心エリア 丸亀城を核とする旧城下町のうち、中心的都市機能が集積する市街地
- 丸亀城歴史エリア 丸亀城旧外濠内の官公庁が多いところ
- 周辺市街地エリア 都心エリアの外側の市街地
- 田園エリア 周辺市街地エリアの西部・南部の田園地帯
- 山麓エリア 青ノ山から飯野山、城山、綾歌三山など

～事前協議および届け出が必要な建築物などの基準～

対象物	態 様	景観計画で定める景観エリア		
		丸亀城歴史エリア	都心エリア	その他のエリア
建築物	軒高が7mを超え、または延べ床面積が500㎡を超えるもの	○	—	—
	延べ床面積が1000㎡を超え、かつ軒高が13m以下のもの	○	○	○
工 作 物	軒高が13mを超えるもの	○	○	○
	地上からの高さが10mを超えるもの	○	—	—
線 橋	地上からの高さが13mを超えるもの	○	○	○
	地上からの高さが5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋	○	○	○
開発行為	幅員が10mを超え、またはその延長が20mを超えるもの	○	○	○
	面積が1000㎡を超え、または法面および擁壁の高さが5mを超え、かつ長さが10mを超えるもの	○	○	○
広 告 物	地上からの高さが10mを超え、または表示面積の合計が25㎡を超えるもの	○	○	—
	地上からの高さが10m(当該広告物が建築物など一体になって設置される場合にあつては、その高さが地上から13m)を超え、または表示面積の合計が100㎡を超えるもの	○	○	○

◎事前協議と届け出をお願いします

景観に与える影響が大きい建物や工作物、広告物の新築・増築・改築・色彩の変更を行うときは、工事着手の60日前までに、都市計画課に協議書を提出してください。
景観に関する事前協議を行い、工事着手の30日前までに、景観法に基づく届け出をお願いします。

今後は、景観計画・景観条例を中心に、市民・事業者・行政が一体となって、丸亀らしい景観づくりを進めていきます。
景観計画や景観条例は市ホームページでもご覧いただけます。詳しくは都市計画課へ。